

決裁・供覧

件名	「特許庁データ販売事業の許可要領（10特総第313号）」の廃止について		文書番号	
			20150220特許2	
伺い文	伺い文（別紙）参照。			
起案	起案日	平成27年2月20日	受付日	
	部署	特許庁 総務部 総務課 情報技術統括室 特許情報企画調査班	決裁	決裁処理期限日
	起案者	吉田 奈々恵 (吉田)	決裁	決裁日 平成27年2月27日
	連絡先	2361	施行	施行処理期限日
	分類名称	大分類 情報システム（普及支援）調査	施行	施行日 平成27年2月27日
	中分類	特許情報普及	施行	施行先
	名称(小分類)	データ提供（平成26年度）	施行	施行者
	取扱い	秘密区分	格付け	機密性格付け 2
	取扱い	秘密期間終了日	格付け	取扱制限
	取扱い	指定事由	保存	行政文書保存期間 10年 保存期間満了時期 平成37年03月31日
決裁・供覧欄	<p>特許情報企画調査班長 (加藤)</p> <p>特許情報企画室長 (榎本)</p> <p>情報技術企画室長 (中村)</p> <p>情報技術統括室総括班長 (大関)</p> <p>情報技術統括室長 (高木)</p> <p>普及支援課長 (松本)</p> <p>会計課長 (波野)</p> <p>総務課長 (藤田)</p> <p>総務部長 (吉田)</p> <p>長官 (吉田)</p> <p>(室井)</p> <p>(渡邊)</p> <p>(藤田)</p> <p>(松本)</p> <p>(波野)</p> <p>(藤田)</p> <p>(吉田)</p>			
備考				

(伺い文)

特許庁データ販売事業は、産業財産権情報の利用促進を図るため、特許庁の保有するデータを民間企業等が利用できるようにすることを目的に開始されたものである。平成10年3月26日に定められた「特許庁データ販売事業の許可要領」(10特総第313号)に基づき、特許庁長官が特許庁データ販売事業の許可を与えることで、特許庁は民間企業等のユーザーに対して各種データの外部提供を行ってきた。

一方、平成27年3月23日より開始される特許情報プラットフォームにおいて、特許庁データの一括ダウンロードサービスが開始される。当該サービスを通じて、民間企業等のユーザーは、販売事業者を介することなく、直接特許庁データを入手することが可能となる。これにより、従前の特許庁データ販売事業の許可を取り消すと共に、「特許庁データ販売事業の許可要領」は平成27年3月31日をもって廃止することとしたい。

特許庁データ販売事業の許可要領

制定 平成10年3月26日 10特総第313号

特許庁データ販売事業の許可要領を次のように定める。

平成10年3月26日

特許庁長官 荒井 寿 光

改正	11特総第2043号 (平成12年 1月 1日施行)
改正	12特総第 359号 (平成12年 4月 1日施行)
改正	20030822特許015 (平成15年 9月 1日施行)
改正	20040611特許005 (平成16年 7月 1日施行)
改正	20050311特許007 (平成17年 3月31日施行)
改正	20051101特許007 (平成17年12月14日施行)
改正	20090626特許005 (平成21年 7月22日施行)
改正	20120131特許001 (平成24年 3月 1日施行)
改正	20130110特許006 (平成25年 3月 1日施行)

(定義)

第1条 本許可要領において、「特許庁保有のデータベース」とは、別表1に掲げるデータベース又は別表2に掲げる商標出願データのデータベースをいい、「特許庁データ」とは、特許庁保有のデータベースから特許庁が抽出したデータ又は紙媒体による公報若しくは読み取り専用光ディスクによる公報（インターネットを通じて発行する公報に掲載されている事項を記録した読み取り専用光ディスクを含む。）をいう。

また、「データ購入者」とは、特許庁データを購入する者をいう。

(事業許可申請)

第2条 特許庁データ販売事業の許可を受けようとする者（以下「事業許可申請者」という。）は、次の事項を記載した事業許可申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

1. 事業許可申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

2. 許可を受けようとする特許庁データ販売事業において販売される項目

(事業許可)

第3条 特許庁長官は、前条の事業許可申請者が次の各号に適合していると認めるときは、当該事業許可申請に対して許可するものとする。

1. 特許庁データを総合的に管理し、データ購入者の求めに応じ、安定的、継続的かつ公平に特許庁データを販売すること、及び特許庁長官が必要があると認めた場合に行う指示に従うことが確実であると認められる者であること
2. 特許庁データ販売事業を的確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること

(条件)

第4条 特許庁長官は、特許庁データ販売事業を許可するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

1. 特許庁データ販売事業の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という）は、正当な理由がなければ、データ購入者の求めに対して特許庁データの販売を拒んではならないこと
2. 許可を受けた者は、特許庁データを善良な管理者の注意を持って管理すること
3. 特許庁データ販売事業において販売される項目が特許庁保有のデータベースから特許庁が抽出したデータである場合において、許可を受けた者は、当該データの複製費、当該データを格納する空の媒体費及び送付費等の複製のための追加的経費に基づいて算出された販売価格を設定し又は改定するときは、特許庁長官の承認を受けなければならないこと
4. 許可を受けた者は、特許庁長官から特許庁データ販売事業の実施状況等に関する報告及び資料の提出を求められ又は特許庁長官が必要に応じ調査を行う場合には、これを拒み又は妨げてはならないこと
5. 特許庁長官が、許可を受けた者に対して、特許庁データ販売事業に係る事項の確実な実施を図るため必要な指示を行う場合には、許可を受けた者はこれに従わなければならないこと
6. 特許庁データ販売事業において販売される項目が特許庁保有のデータベースから特許庁が抽出したデータである場合には、許可を受けた者は、データ購入者に対して特許庁保有のデータベースに係る著作権が国に帰属する旨明示しなければならないこと
7. 許可を受けた者は、データ購入者に対して、特許庁データの単純複製は

原則認められない旨明示しなければならないこと

(特許庁データ販売事業のための複写)

第5条 特許庁データ販売事業において販売される項目が特許庁保有のデータベースから特許庁が抽出したデータである場合には、許可を受けた者は、特許庁長官から特許庁保有のデータベースから特許庁が抽出したデータを無償で提供され、当該データを許可を受けた者の磁気テープ等の電子媒体に複写することができる。

(免責)

第6条 特許庁長官は、自らの重大な過失に起因する場合を除き、特許庁データ販売事業により生じた一切の損害について、許可を受けた者に対して責を負わないものとする。

(事業許可の取消又は変更)

第7条 特許庁長官は、許可を受けた者が第3条各号に適合しなくなったと認めるとき又は第4条の条件に違反したときは、特許庁データ販売事業の許可を取消し又は変更をすることができる。

(細則)

第8条 この要領に定めるもののほか、特許庁データ販売事業に関し必要な事項は特許庁長官が別に定める。

附則

1. この要領は、平成10年4月1日から施行する。
2. 平成10年3月31日までに発行されたCD-ROM公報の販売については、平成14年3月31日まで、CD-ROM公報販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可要領(平成4年12月25日付け4特総第1992号)による。
3. 特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領(昭和62年3月20日付け62特総第318号)は、廃止する。
商標情報データベースの一括販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可要領(平成7年7月3日付け7特総第1260号)は、廃止する。

CD-ROM公報販売に伴う特許庁保有の著作権の使用許可要領（平成4年12月25日付け4特総第1992号）は、平成14年3月31日をもって廃止する。

(別表1)

1. 書誌的事項データベース
2. 総合資料電子ファイルデータベース
3. 公開特許英文抄録データベース
4. 米国特許明細書和文抄録
5. 米国公開特許明細書和文抄録
6. 欧州公開特許明細書和文抄録
7. 中国実用新案機械翻訳和文抄録
8. 中国特許和文抄録
9. 公開特許英文抄録
10. 特許庁ファイルインデックスデータベース
11. PMGSデータベース
12. Fタームデータベース
13. Fタームガイダンス・ファイル
14. 商標見本ファイルデータベース
15. 日英機械翻訳辞書データ

(別表2)

商 標 出 願 の デ ー タ	
1. 出願番号	
2. 更新出願番号	
3. 法区分	
4. 類	
5. 区分数	
6. 出願種別	防護・分割・補正却下・変更・優先・団体
7. 出願日	
8. 先願権発生日	
9. 公告記事	公告番号・公告日
10. 公報発行日	
11. 登録記事	登録番号・分割番号・防護番号・登録日・更新申請年月日・更新登録日・存続期間満了日・分納識別・分納満了日
12. 審判記事	審判番号・審判種別・審判請求日
13. 最終処分記事	拒絶査定日発送日・最終処分コード・最終処分日
14. 称呼データ	
15. 表示用商標	(出願商標の構成に近い態様で入力)
16. 付加情報データ	カラーハーフトーン・5条4項・3条2項・権利不要求・図形識別・原本要参照・重複登録フラグ・標準文字識別・立体商標識別
17. 統合類似群コード	
18. 類似群コード	
19. 指定商品/役務名	
20. 版コード	
21. 区分書換情報	
22. 立体商標図面数	
23. 標準文字商標	
24. 出願人	
25. 出願人代理人	
26. 権利者	
27. 異議番号	

28. 異議申立人
29. 異議申立人代理人
30. 重複番号
31. 出訴記事 出訴番号・出訴日
32. 商標イメージデータ

特 許 庁

20150220特許2
平成27年2月27日

特許情報プラットフォームにおける一括ダウンロードサービスの開始に伴い「特許庁データ販売事業の許可要領（10特総第313号）」は平成27年3月31日をもって廃止する。

特許庁長官 伊藤 仁